	［削る］
	［削る］
	［削る］
	［削る］
21　児童扶養手当支給者数は、令和五年度実施事業として地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。	［削る］
22　［略］	
23　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イ	

給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。	
25　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。	
26　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。	
27　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。	
28　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。	
29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。	
30　児童扶養手当支給者数は、令和四年度実施事業として地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。	
31　［同上］	
32　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イ	